

国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療助成からのお知らせ

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の 通知を7月中旬に郵送します

平成28年度国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が決定しましたので、通知書を郵送します。通知書に納付書が同封されていた場合は、納期限までに納めてください。

問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へ。

国民健康保険税納税通知書



国民健康保険（国保）税は、国保の運営を支える貴重な財源です。

国保に加入している人が病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県な

どからの負担金、市からの繰入金などで賄われています。

●国保税の税率
平成28年度の国保税の税率と課税限度額は下表のとおりです。

今年度からは医療分の所得割の税率を8・4パーセントから7・6パーセントに引き下げ、同じく医療分の均等割を1400円減額しました。

●納税義務者は世帯主
世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者である世帯主宛に送付します。納期限までの納付に御協力ください。

平成28年度国保税の税率と限度額

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.6%	2.2%	2.0%
均等割	25,000円	7,600円	9,000円
平等割	21,000円	7,200円	6,200円
限度額	540,000円	190,000円	160,000円

- 所得割＝加入者全員の前年の所得額をもとに算出
- 均等割＝加入者1人当たりの額×加入者数
- 平等割＝1世帯当たりの額
- 限度額＝1世帯にかかる課税限度額（最高額）

※社会保険などに加入した後、国保の離脱手続きを済ませていない場合は、その人の分も含めて国保税の計算がされています。速やかに国保の離脱手続きを行ってください。

●納付方法はいろいろ
国保税の納付は、口座振替に変更することができます。また、コンビニエンスストアやインターネットでも納付できますので、都合のよい納付方法を御利用ください。

後期高齢者医療保険料額の 決定通知書

●保険料率
保険料率と限度額は次の表のとおりです。保険料率・限度額とも平成27年度と変更はありません。

平成28年度後期高齢者医療保険料の保険料率と限度額

所得割	8.6%
均等割	43,600円
限度額（最高額）	570,000円

●特別徴収の人（保険料が年金から天引きされる人）
7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。



納付してください。

納付には便利な 口座振替の御利用を

口座振替は、納め忘れの心配や、納期ごとに納めに行く必要がなくなるなど、便利で確実な納付方法です。

手続きは、通帳、届け出印、納入通知書を持参して、金融機関で行ってください。

また、後期高齢者医療保険料の納付を特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませた上で「口座振替依頼書」の本人控えを持って市役所1階の医療保険課又は新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。



はがき

高齢受給者証と後期高齢者医療 被保険者証などを7月中旬に郵送します

現在、使っている高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日です。引き続き対象となる人には、新しいものを郵送します。有効期間が切れたものは、8月以降に医療保険課又は新里・黒保根支所に返却するか、裁断してから破棄してください。

高齢受給者証については医療保険課国保係（☎内線254・255）へ、後期高齢者医療被保険者証については、医療保険課医療助成係（☎内線257・272）へお問い合わせください。

高齢受給者証



国保に加入している70歳から74歳までの人には、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。保険医療機関などで受診するときは、被保険者証と高齢受給者証と一緒に提示してください。

なお、今回、郵送する受給者証の有効期限は、平成29年7月31日です。ただし、8月

後期高齢者医療 被保険者証



75歳以上の人と65歳以上の一定の障害がある人には、新しい被保険者証を7月8日（金）に発送します。

母子・父子家庭 福祉医療費受給者証の更新

7月11日（月）から22日（金）までに手続きを



母子・父子家庭の「福祉医療費受給者証」の有効期限は、7月31日です。引き続き医療費の助成を受けるには更新の手続きが必要です。

対象者には、更新の御案内を7月7日（木）に発送します。

更新の手続きは、母又は父

交通事故による治療 の際には届け出を

交通事故をはじめ、第三者の行為によるけがの治療費は、過失に応じて加害者が負担することが原則です。一時的に被保険者証（国保・後期）や福祉医療費受給者証を使う場合は、事前に市役所1階の医療保険課に届け出てください。

被保険者証や受給者証を使った分の治療費は、後で加害者から返還してもらうことになります。

問い合わせは、医療保険課国保係（☎内線255）・医療助成係（☎内線257）へ。